

## (12) 指導者表彰規程

### (総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第4条第12号の規程に基き、指導者の表彰に関してはこれを規定する。

### (対象)

第2条 表彰は本会の選手養成ならびに指導者養成のために貢献、功績、功勞のあった個人を対象とする。

### (種類)

第3条 表彰は次の二種類とする。

- 1) 表彰状
- 2) 感謝状

### (表彰状授与の選定基準)

第4条 本会の会員であり、公認スポーツ指導者資格を有するもので、次の各号の一つに該当するときは、表彰状を授与し、これを表彰することができる。

- 1) オリンピック競技大会、世界選手権大会、アジア競技大会、アジア選手権大会、ユニバーシアード競技大会、またはこれに準じる国際大会で優秀な成績をあげた選手を育成指導してきた者。
- 2) 本会の公認スポーツ指導者制度の発展に貢献し、特に顕著な功績がある者。

### (感謝状授与の選定基準)

第5条 本会の会員であり、公認スポーツ指導者資格を有するもので、次に該当するときは、感謝状を贈ることができる。

- 1) 公認スポーツ指導者の資格登録認定後15年以上（移行前旧資格保有期間を含む）で、卓球競技の指導育成、組織化等に尽力し、顕著な功績が認められる者。
- 2) 公認スポーツ指導者の資格登録認定後15年以上（移行前旧資格保有期間を含む）で、将来、表彰の対象となるに足る顕著な功績を残されたにもかかわらず逝去された方を指しており、この方々に感謝状を贈呈するもの。

### (表彰状・感謝状または記念品)

第6条 表彰等を行うにあたって、表彰状・感謝状および記念品を贈ることができる。表彰状・感謝状は指導者養成委員会の議を経て、理事会が決定する。記念品（本会のロゴ入りバッジ等）の作成費用は本会が負担するものとする。

(申請)

第7条 加盟団体長が本規程第5条に該当すると認めるとき、および指導者養成委員会が第4条に該当すると認めるときは、別に定める様式により推薦理由を付して申請することができる。その際、加盟団体長は、前年度公認スポーツ指導者登録数が300名まで1名、以下300名を越える毎に1名を増やした人数を、また、指導者養成委員会は3名以内を申請できる。

(選考審査および決定)

第8条 被表彰者は、指導者養成委員会が審査選考後、理事会の承認を得た上で決定する。

(時期)

第9条 表彰状および感謝状の贈呈は、必要に応じて随時本会会長名によってこれを行うものとする。  
ただし、加盟団体長に委嘱し、加盟団体毎に表彰式を行うことができる。

(回数)

第10条 被表彰は特別な場合を除き、原則として1回とする。

附 則 この規程の改廃は理事会においてこれを決定する。  
2 この規程は平成24年12月15日制定、平成25年4月1日より施行する。  
3 この規程は平成25年12月14日一部改定、平成25年12月14日より施行する。

## 被表彰候補者推薦の際の留意事項

1. 表彰の基準第4条・第5条の表彰対象となる公認スポーツ指導者
  - 1) 表彰対象の公認スポーツ指導者とは、指導員(卓球の指導が専門の方)、上級指導員、コーチ、上級コーチの資格保有者のことをいいます。  
※平成17年度から新制度移行のスケジュールの関係から、「被表彰候補者経歴書」に記入していただく資格名は、旧制度の名称のままで結構です。
  
2. 表彰の基準 第4条 1)
  - 1) 「前年度に開催されたオリンピック競技大会、世界選手権大会、アジア競技大会又はこれに準じる国際大会において…」の文章で、これに準じる国際大会とは、「当該競技のアジア選手権大会より上の大会」を指します。また、その対象となる大会は、前年度で最もレベルの高い大会と限定します。
  - 2) 優秀な成績を上げた選手を指導してきた者とは、以下の成績を上げた選手を数年にわたって指導し、選手が多くの影響を受けたと認められる指導者を指し、必ずしも現在の指導者のみと限定しません。  
オリンピック競技大会：5位入賞  
世界選手権大会等：5位入賞  
アジア競技大会：3位入賞  
アジア選手権大会等：3位入賞  
ユニバーシアード大会：3位入賞
  - 3) この表彰を受けた者が、次年度以降も基準を満たした場合は、表彰の対象となります。
  
3. 表彰の基準 第4条 2)

公認スポーツ指導者制度の確立及び発展などのために貢献し、顕著な功績があるとして本会が特に認めた者とは、具体的には永年にわたって指導者育成のためにご尽力いただき顕著な功績があると認められる役員及び講師等を指しており、本会指導者養成委員会が推挙します。なお、各都道府県卓球連盟(協会)において、本会公認スポーツ指導者制度制定(昭和52年)当時から、公認スポーツ指導者の育成のために尽力され、顕著な功績を認められる方がいる場合は、本会にご連絡を願います。
  
4. 表彰の基準 第5条 1)各都道府県卓球連盟(協会)及び本会推薦関係
  - 1) ここでいう15年とは、当該年度の4月1日付けで継続して15年経過していることをさします。また、有効期限がその時点で切れている場合には、推薦対象とはなりません。
  - 2) 競技団体単独認定資格から公認スポーツ指導者資格へ移行した方については、競技団体単独認定資格保有期間を含めて15年以上とすることができます。
  - 3) 卓球の指導育成における功績とは、永年にわたって卓球の指導活動に携わっていたこと、また、卓球行事の企画運営にあたって、本会、各都道府県、各市町村において中心的に活動していたことを指します。また、卓球の組織化における功績とは、本会、各都道府県、各市町村等において、スポーツクラブ、スポーツ少年団、NPO法人等の結成、組織の充実および発展に著しく貢献していたことを指します。

4) この表彰を受けた者が受賞後15年以上経過し、基準を満たした場合、表彰の対象となります。

5. 表彰の基準 第5 2)各都道府県卓球連盟（協会）及び本会推薦関係  
ここでいう表彰対象者は、将来表彰の対象となるに足る顕著な功績を残されたにもかかわらず逝去された方を指しており、これらの方々に感謝状を贈呈するものです。

以上